

災害時要援護者の避難対策に関する検討会（第4回）

日時：平成22年3月18日（木）

場所：経済産業省別館1028会議室

1. 開会

（事務局） それでは定刻になりましたので、ただいまから「第4回災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を開催させていただきます。本日の検討会でございますが、澤田委員、菅委員におかれましては、ご都合によりやむを得ず欠席とお聞きしております。なお、川井委員の代理といたしまして、全国社会福祉協議会地域福祉部部長、全国ボランティアセンター所長の渋谷様をご出席の予定となっておりますが、都合により1時間程度遅れるということでおうかがいしております。

それではここからは田中座長に進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

（田中座長） それでは第4回目ということで始めさせていただきます。議事に先立ちまして1つお願いがございます。お手もとに検討会の議事録が配付されております。ご出席いただいた委員の方々にご確認いただいて修正していただいたようですが、一部まだ解明しきれていないところがあるとうかがっております。おそらく私をはじめ、遅かったのだと思いますが、その旨も含めて、会議終了後に事務局までご連絡いただければと思います。

大きくは、本日の議事ということが、事例集ということで最終になりますので、ご説明いただいて、忌憚のないご意見をいただければと思います。ではよろしくをお願いいたします。

2. 事務局説明

（飯島課長） 防災課の飯島でございます。それではお手もとの資料の事例集（案）でご説明させていただきたいと存じます。これまでのご議論を踏まえまして取りまとめさせていただきました事例集の案をいまお手もとで見ていただいております。まず、目次のあとの1ページの「基本的な考え方」でございますが、1ページの第三段落にありますとおり、前回の検討会での指摘を踏まえまして、平成19年3月に福祉と防災との

連携に関する検討が行われ、ガイドラインのポイントとこれを踏まえた先進的取組事例がまとめられたという経緯を入れさせていただきました。

また2ページをご覧いただきたいと思います。個別計画についての記載につきまして、前回の皆様のご指摘を踏まえまして表現を修正させていただいております。読ませてくださいたいと存じます。

「こうした状況を踏まえ……（以下朗読）……大いに期待するものである。」

という表現でございます。

同じく2ページの下のほうにございますが、今回の事例集につきましては、最終的にはすべてのページに左下のSPコード、音声コードを記載しまして、視覚障がい者の方々の情報収集に役立つものにしたというふうに考えてございます。

3ページからが「市町村長のみなさまへ」ということで、新潟県見附市の久住市長さん、長野県岡谷市の今井市長さん、兵庫県豊岡市の中貝市長さんからそれぞれメッセージをいただきましたものを掲載させていただいております。

9ページからが、事例となっております。事前に委員の皆様方にはお送りさせていただいておりますので、すでにお目通しいただいていることと思います。すべてで88の事例を掲載させていただいております。事務局で調査した事例に加えまして、前回の検討会で委員の皆様からご示唆いただきました事例についても載せさせていただいております。例えば座長の田中先生からLSAについてのご示唆がありましたが、77ページの仮設住宅などで生活する要援護者にはどのような支援ができるかということで、兵庫県の事例を挙げさせていただいており、そういったことで皆様からご示唆いただきましたケースで載せさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

なお現在、一部の自治体、団体については確認中のものもございますが、ほぼすべての自治体、団体への事実確認をいたしました。以前は行われていたものの現在行われていない事例などを除きましてすべて掲載させていただいております。なお本日も欠席の澤田先生から情報提供として、お手もとに『あんしんの種』という冊子を配付させていただいております。これにつきましては、お手もとの事例集の57ページのコラムに、「子育て中の母親向けの地震防災ハンドブック」ということで、紹介させていただいております。この冊子でございますが、57ページのコラムを見ていただければご理解いただけると思います。新潟中越地震の被災経験や、その後、感じたさまざまな教訓のもとに、子育て世代の女性の視線から作成されたものであります。要援護者対

策としてこれまで議論されてまいりました高齢者、障がい者、外国人と合わせて妊産婦、乳幼児についても事例として紹介してはというご示唆をいただいたということでございます。なおこの冊子を作成されました、冊子の後ろに、「多世代交流館になニ～ナ」となっておりますが、この事務局長の小池様からは、「何よりも伝えたいのはものよりも目の前にある人間とコミュニケーションをとることが必要となること。そのために世代も文化も超えたつながりを練習する場が必要だと感じていることだと思えます。」というコメントをいただいております。

事例集の説明に戻らせていただきたいと思います。

今回の事例集では個別の事例を挙げたと先ほどご説明したわけでございますが、これ以外に 98 ページから 6. の災害時要援護者の避難支援の流れということで、98 ページからは実際の被災経験に基づいた事例ということで、特定の市町村に着目して、関係者の被災時の一連の動きを紹介させていただいております。まず、兵庫県豊岡市の事例が 98 ページから挙げておりますが、98 ページの概要に続きまして、103 ページからは実際に被災したときの関係者の具体的な動きを時系列に沿って紹介させていただいております。106 ページからは石川県金沢市の事例でございます。同じく時系列で 111 ページから紹介させていただいております。それから 114 ページから石川県輪島市の事例でございます。同じく 119 ページから時系列に沿って記載させていただいております。

それから 122 ページから「避難支援の体制づくり」ということで、そういう避難支援の体制づくりに取り組んでおられる自治体の事例をいくつか挙げておりました、まず埼玉県川口市の事例。それから 126 ページからが千葉県野田市の事例。それから 130 ページから石川県小松市の事例を挙げさせていただいております。

最後に 133 ページでございますが、7 番、今後の検討課題ということでございます。時間的な関係から十分な議論をすることができず、今後さらに検討していく課題として、133 ページには 6 つのポイントを記載させていただきました。

具体的には（1）で、各市町村における防災部局と福祉部局との連携。（2）では、要援護者に関する個人情報の取り扱い、（3）では避難支援におけるボランティア等の役割、（4）では避難支援中の事故に対する対応、（5）では避難生活が長期化した場合の健康支援のあり方、さらに（6）では要援護者が共同で生活する仮設住宅への L S A（生活支援員）の派遣。を挙げさせていただきました。こうした 6 つの課題につきましては、

今後内閣府等関係省庁と連携いたしまして、引き続き検討を重ねさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、前回の検討会では事例集につきまして概略版と詳細版と2種類作成させていただきたいと申し上げておったわけでありまして。しかしながら、これは事例集でございますので各事例で説明を省略しますとかえって事例の本質的な部分が伝わらなくなってしまうのではないかと考えまして、事例の紹介にめりはりをつけた上で、この1種類の冊子だけにさせていただきたいと事務局としては考えております。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

3. 意見交換

(田中座長) それではここから事例集(案)について、皆様方のご意見をうかがいたいと思います。どなたからでもけっこうでございますし、一応お目通しいただいているやもしれませんが、初見かもしれませんのでご覧いただいてから。

(坂本委員) 先般も会議の中で申し上げましたが、私ども、大きな災害を受けていない自治体にとっては、こうした災害事例集が非常に参考になるものと喜んでいるところでございます。現在、災害時要援護者の避難支援計画を作って取り組みする中で、被災していない住民の感覚というものが非常に薄い面がございます。今後は、事例集の中から良いものを取り上げて、積極的に普及啓発を行っていきたいと思いますが、できれば、「災害の状況がわかるような動画の入ったDVD」でもあれば、研修会や会議等で有効に活用できるものと考えております。災害の恐ろしさをイメージした上で今後の取組みについて研修できれば、ペーパーだけで行うより皆さんの心にうたれるものが大きく違うと思います。影響がない範囲で結構ですが、提供していただける資料がありますでしょうか。

(飯島課長) この検討会自体ではないのですが、ちょうど私ども、防災教育の教材で、「チャレンジ! 防災48」というものをつくっておまして、それを明日くらいに全国に発送しようと考えていました。その防災教材の特徴ですけれども、DVDの中に、地域の住民やお子様、災害を実体験したことの無い皆様にリアルな災害の現状が伝わるように、風水害であるとか津波であるとか地震であるとか、阪神・淡路大震災であるとか、さまざまなハザードの種類に応じた防災のDVDをつくっておりますので、全国の自治体にも発送する予定ですが、もしよろしかったら坂本委員にも発送させていただきたい

と思いますので、よろしくお願いいいたします。いまの話は 52 ページに参考として紹介させていただいております。この内容につきましては、消防庁のホームページからもダウンロードできるようにしておりますので、ぜひご活用していただければ私どもも非常にありがたく思いますのでよろしくお願いいいたします。

(武居部長) 52 ページを突然見る人はいないと思うので、どこかにそういったものと合わせて活用すると非常に有意義だとか、どこかわかるところに入れて紹介しておいたほうがいいのかも知れませんか。

事例集と合わせて一層有意義ではないかって。どこかに入れられない？

(飯島課長) もう少しわかりやすいところに工夫させていただきます。

(武居部長) ほかにもあるかも知れませんか。

(滝本委員) 最後のほうにリストとして、所在がどこにあるか、要援護者に関するDVDなどの情報を掲載してはどうか。

(飯島課長) 以前内閣府が製作した、要援護者対策に関するDVDがあるのですが、そのようなDVD製作も事例だと思うので、最後に一覧があると。その所在がわかるとういかなと思うのですが。

(田中座長) いまあちこちでいろいろなDVDをつくっておりますので、そのへんがあるととても参考になると思います。

ありがとうございました。たぶんここではまとめて書くとする、3. 3の、子どもや青少年の意識を高めるためにはというところに入ってくるころなのかもしれませんが、パッと見てわかる内容になるのが結論になると思いますが。もしここでいらっしゃっている方で、これやったよとか、あれば事務局までご連絡いただければと思います。

ありがとうございました。

(立木委員) プリントミスのことともう1点関連することです。133 ページに今後の検討課題の(6)があるのですが、LSAは「生活援助員」です、「支援員」ではないです。本文77ページはちゃんと「生活援助員」になっています。

ポイントですが、阪神・淡路大震災でLSAが最初に使われたのはケア付仮設住宅というところでした、そのあと中越地震や能登半島地震のときに仮設住宅にLSAが配置されるというようなことが起こってきたのですが、もともとの制度上はシルバーハウジングといって、高齢者向けの公営住宅に配置されるものなんですね。阪神・淡路大震災のときには一般住宅にも高齢者の割合が非常に多かったのです。ところがLSAという

のは杓子定規にとらえると、シルバーハウジングにだけ配属されているもので、一般住宅の高齢者にはそういう見守りというのはできないのかということで、当時すごく問題になりまして、結果的に「高齢世帯生活援助員（SCS, Senior Citizen Supporter）」という、一般住宅でもL S A的な役割を担う人たちがずっとかかわっていたというのがポイントの1つとしてぜひ入れていただきたいと思います。

もう1点は、当初のL S Aというのは基本的に見守りまでなのです、付き添い見守りまでなのですが、被災地型L S Aというのはそれに加えて皆さんが全然違うところから集まってこられているので、関係づくりと言いますか、コミュニティ・ワークと称しておりますけれども、復興公営住宅の高齢者の社会関係づくりにまで踏み込んで、それをルーチンの業務にするように指導したのです。それによって相互扶助というのがだんだん芽生えて行きました。そこが被災地ではすごく大事だったなと思いますので、一般住宅の高齢者にL S Aの機能を配置したということと、コミュニティ・ワークというものを付加してやらせたというのをぜひ入れていただきたいと思います。以上です。

（田中座長） 具体的には、ここがポイントと書いてありますが、後段の話はそこに付記していただければいいような気がします、シルバーハウジングを、少し拡張したというのは別に地域のところではないですね。

（立木委員） これは県が復興基金のお金を使って、いまでも続いている事業ではあるのですが。

（田中座長） 兵庫県の都道府県のところに前段のことを少し触れていただければと。やはり制度的な問題というのはとても大事になってくると思いますので、そのやり方も含めて記載されるのはとても大事なことのような気がいたします。

（磯辺委員） いまの関連でよろしいでしょうか。133ページの（6）番のところですが、「要援護者が共同で生活する仮設住宅」となっているのですが、この「共同で」というのはたぶんケア付仮設をイメージして入れていらっしゃると思うのですが、実際要援護者はそういうケア付仮設にだけいるわけではなくて、一般の仮設住宅にもたくさんいらっしゃるんで、あえて「共同で」というのを入れないといけないのかというのがちょっと疑問なのですけれども。

（田中座長） 今後も含めて考えれば、もう少し、特に生活再建の過程を考えれば。

（磯辺委員） 散らばっているのです。

（田中座長） 除いてもよい。

(磯辺委員) はい。

(田中座長) むしろ要援護者の方だけを集めるというのがあまりよくないというのも1つの阪神・淡路大震災の教訓でもありますので、できれば除いていただいたほうが確かによいですね。そうするとL S Aという言葉を使うかどうかよくわかりませんが。

(立木委員) 中越地震でも一般化してきて、仮設でとにかく見回りをしてくれる人に、住民の中でこの人お願いしてというようになっていきますから。

(田中座長) わかりやすさという意味では。

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

(片田委員) 今回、先ほど坂本委員から各自治体はどうしようかと思うようなときに、ここにある事例は非常に参考になるというお話があって、たぶんそうなのだろうと思うんですね。いろいろな地域の災害時要援護者の問題だけでなく、いろいろな防災対応の中で、さあどうしたものかと思うときに、非常に参考になるものがたくさん入っているという面では、自治体にとって非常に利用価値の高いものだろうと思うのですね。そういった面では今後、できることならば更新をしていくという、継続の仕組みというのはないのだろうか。特に、おそらくこれでもちろん網羅的だとは思いませんけれども、少なくとも現段階における参考に値する事例が集まっているということであるので、これが更新されていく中で世の中の防災のレベルが上がっていけば、その段階、その段階で掲載に値するものが常に更新されていくという状態になっていると、各自治体にとって非常にいいのではないかと思います。

そういった意味合いともう1つは、さらにできることならば、次のステップとしては、ギネスブックじゃないけれども、ここに掲載されることが地域の励みになるというようなところまで位置付けを高めていけるといいかなというように思うのですが、それは次のステップだろうとは思いますが、そういう面ではこれを更新していく、各地の事例の中でいいものをピックアップしていくという、それは一定の評価を与えたというような、評価を与えたというのは変ですけれども、彼らのエンカレッジになれば、掲載されたところにとってエンカレッジされるようなかたちになれば、それはそれでいいかなというふうにも思います。ぜひ内容更新の仕組みというところについて、必ずや、出た段階からすぐに陳腐化が始まるわけですね。要するに現段階でのベストプラクティスなのだけれども、時間とともにどんどんそうなるわけなので、できれば常に第2号、第3号と更新されていく中で、そのときのいいものが常にあるような形にしていだけ

るといいなと思うのですが、継続するのは難しいかもしれませんが、ぜひご検討いただければと思います。

(武居部長) おっしゃるとおりで、意見が出なかったら最後に言おうかなと思っていました。これは、「安心・安全の便利帳」とか「暮らしの手帳」みたいな感じで、皆さんがインデックスにして、何か困ったことがあったら要援護者に関してはこれを見てヒントを得たり、少し悩みを解決しようというように根付いてくれるのが、我々としての目標のような気がします。そういう意味では、何年度版の報告書みたいなかたちになってしまうと、たしかに書棚のどこか端の方になってしまうかも知れませんね。

(飯島課長) ぜひ継続の仕組みですね。

(武居部長) 消防庁でもできると思うので、新しい情報をその都度アンテナを高くしておいて、ここにあるものを更新したり少し入れ換えたり、自治体に協力してもらいながら、2年とか3年に1ぺんは必ず更新できるような仕組みが考えられるかもしれませんね。むしろそういう意味では、地方団体も含めて関係者にご活用いただいて、新しい最新版を早く更新してくれないかって、そういうふうに声が上がるくらいになればと思います。PRも含めて、少し検討させていただきたいと思います。

(片田委員) そういう面では、ここにある事案をほかのところの人が読んで、これだったらうちのほうが絶対いいのにとと思うようなものがたぶんあるんだろうと思うんですね。ぼく自身もまだいくつかあるなと実はちょっと思っていたりもするのですが、そういう面ではここにピックアップするという選定そのものも、今回は第1回ということで若干場当たりのというか、たまたま目に止まったものをポッポッと引っ張りあげたという感じですけども、選定そのものももう少し精度高くやるようになればよりいいかもしれませんね。

(立木委員) それについてですけども、例えば防災まちづくり大賞の候補として情報収集しているところってけっこうあると思います。新たにまた皆さんで収集するのは大変なことだと思うので、既存のものを活用して、散在しているものの中から例えば要援護者で該当するものをピックアップしてくるという作業は庁内でもできるのかなという、そういう感じはあったのですが。

(武居部長) あと比較的できそうなのは、こういったものをお配りする際に今後ぜひ活用させていただきたいので、皆様方の団体で何かすばらしい事例がありましたら情報提供してくださいと言って集めるというのもひとつあるかもしれないですね。

(立木委員) いまのことにに関して、要援護者の避難支援計画づくりについて、都道府県を通じて市町に調査がいきますよね。あれは毎年するものなんですか。それともある一定の期限がきたらそれは終了ですか。あれは継続してやるものですよ。

(飯島課長) そうです。

(立木委員) そのときに都道府県内の市庁でこれはいいと思えるものを紹介してくださいというふうにしていったら、あれはともかく、やっています、やっていますというような数字ばかりですけど、こっちはがんばってやっているんだぞという事例が、何々地区のこの事例はいいんですよというのが挙がるようにしたら制度的に厚みをましますよね。

(田中座長) 私自身もそういう仕組みを考えたほうがよいだろうとっていて、その中で、そうするとどちらかというとホームページ的なというか、eラーニング的なほうが割と修正がしやすくなるということだと思えますね。そういう目で見てみると、目次とか見てこれだけ文字が多いと、全体をつかめない。何か全体の流れがフローチャートみたいになっていて、これを見にいけばいいという、Q&Aの見出しぐらいがあるほうが、何かあったときにパッといけるのではないかと思います。それはたぶん実際のeラーニングなんかの機能が最初の画面になってくるのではないかという気もいたします。

もう1つは、やはり災害時要援護者対策ということでは福祉部局が大変かかわってまいりますので、名前は消防庁と厚生労働省、内閣府の三者のお名前のできるというのかなというふうに思います。ただこのホームページに載せるかというのは調整が必要だと思います。国はやっぱり災害時要援護者対策の旗をずっと降り続けているのだということを示し続けることはとても大事だと思いますので、その2点ご承知いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(滝本委員) いまのに絡んでですが、ホームページというお話がありましたので、ぜひ検索ができるというのかなと思います。実は第1回目の委員会ときに片田委員のほうから、議論の前提が事前のことなのか、避難後のことなのか、災害発生直後の対応なのか、定かではないはという趣旨のご指摘がありました。事例のデータとしてはこういうふうに多く集めていけばよいのですが、調べる側では、例えば避難所の運営における要援護者対策を知りたいというときにサッと引けるとありがたいなと思います。ですから、見る側の観点で、こういう切り口でぜひ事例を知りたいというときに、すぐそこに到達

できるような仕組みがあるとよいです。冊子は冊子としてデータを集めておくといいますが、もしホームページ化ということになるとすれば、そういった機能をつけていただけるとより利用しやすくなるのではないかと思います。

(栗田委員) これを送っていただいてパーッと見て思ったのですが、問い合わせ先がほとんど行政なのですね。行政に対してこういうものをきちっと把握させていくということは非常に重要なことであると思うのですが、現場というか地域住民にもこういうものがしっかりと目に届くようにするにはどうしたらいいのかなということを少し考えたということが1つあります。

そして、行政の方がこれを見て、やるかやらないかは行政次第みたいなどころではなくて、最終的には住民がみずからこういう課題に気付いて、住民が独自で行っている取り組みだとか、そういうことがもう少し事例として挙がってこないか、というふうにいま思いました。例えば、96 ページのコラムの下4行に「アソシア」の取り組みを紹介していただいていますけれども、これなんかはまさに視覚障がい者がふだんから出入りする団体が自発的にそういう防災運動会みたいなものに取り組んでやってみたという簡単な事例しか載っていませんけれども、でもここにある思いは、やっぱり実際に災害が起こったときに私たちはどうすればいいのかということに対する悲痛な訴えから、住民を巻き込んでいかないといけない、地域住民にどうしてもお世話にならないといけないというようなことで、こうした楽しい取り組みをやりながら住民が巻き込まれていくのですけれども、三年間やられて徐々に地域住民の参加がふえていったということと、それをやっているあいだに来ている視覚障がい者自身も、自分たちは弱者だと思っていたけれども、役割さえ、きちっと自分たちでわかれば、自分たちだって助ける側に回るんだ、こういう学びを得ていくわけですね。あるいは住民の方々もただ担架をつくって人を運ぶ訓練をする中で、あっちだ、こっちだ、では視覚障がい者の方はわかりませんから、右です、左です、前です、後ろですとしっかりと一言もないと伝えることはできないという学びを、実際の訓練を通して学んでいくわけですね。そういう何か、この4行では書き切れていないというか、そこにある願いだとかなぜそういうことをしなきゃいけないのか、そしてその成果は何なのかということをもう少し丁寧に書かれているようなものでないといけないなと感じました。

もう1点は、54 ページの耐震シェルターと防災ベッドの設置の紹介がありますけれども、これはこれでいいんですけれども、たぶんこういうことをしなければいけないとい

うことを考えた自治体の願いがあると思うのですよね。実際にこういう制度がありますといった紹介ではなくて、片田委員が言われたように改訂版がもし、あるいはホームページなんかであるならば、なぜこういうことをしないといけないかと思ったか、それに対してどんな壁があったか。やはり、お金がかかることです。そういうことに対してどういう判断がくだされていったのかみたいのところまで、しっかりと書いてあると、例えば私もいろいろな自治体の方々と話をするのですが、やっぱりやりたいと思ってもできないという壁がどうしても行政の中にあるわけですから、なぜそれができたのか、そして現在こういうものを制度としてやったときに、たぶんほかの自治体でもいろいろな転倒防止の器具を助成制度でやっていますけれども、ほとんど知れ渡っていないというか、実績が少ないというか、そういう実態がたぶんある。そういうことを正直に出して、じゃあどうすればいいのかということをもみんなで考えていけるようなものにしていかなければいけないなということを感じました。以上です。

(田中座長) いまの話をうかがっていて、具体的に 96 ページはもうちょっと下があいっていますね。これは栗田委員とご相談いただいて追加して頂ければと思います。たしかに淡々と、対応の事実が淡々と書いてあるのですが、思いとか、昔ふうと言うと仏に魂を入れる叫びの部分の部分がわかりにくい面があります。逆にこの報告書自体に、三市長に、まさか入れていただけたと思えなかったものを3つ入れていただいて、それでもずいぶん変わったかなと思います。さらに1つひとつについてそういう声が出るような一コラムみたいなものがあるともっと改善につながっていくのかもしれないと思いますね。

あともう1つは、いまのお話をうかがっていると、例えば防災教育とかのいろいろな活動をしていたり、ボランティアの活動をしている中で、これに絡むようなものがあると、少し一覧でもいいから入れておいていただくといいのかもしれないですね。実際に、行政が行政に相談に行くということもあるでしょうし、団体なりNPOなりあるいは研究者に相談に行くということもあると思うので、実効的にするにはそこは非常に大事なことです。GISなら立木先生のところ、避難所運営だったらレスキューのウラベさんに連絡とれとか、そういうのが実は、書ける範囲でワンストップショッピングとしておやりになるといいかもしれません。

ほかいかがでございましょうか。

(磯辺委員) 3ページの最初のタイトルが「市町村長のみなさまへ」となっていますが、最初のほうのページにこのタイトルがあると、もう自治体に向けての発信です

よというメッセージが強すぎるような気がして。確かにそういうふうには、この三市長はメッセージを発信されているのですが、防災というのは住民が主役なので、この「市町村長のみなさまへ」というタイトルは非常に違和感がありました。市町村だけがやるのかという感じがしちゃう。

(田中座長) あるいは首長だけなのか。

(片田委員) その前に、これはこれであるとして、例えば「地域防災を進めようとしている皆様へ」とか、別個にこの前についていて、そのあとにこれがあるなら。

(磯辺委員) そう、いいのですけど、最初にこれがきちやうと。

(田中座長) 中身はどんなものを盛りこみますか。

(磯辺委員) このタイトルだけ変えればいいような気もする。

(田中座長) 私もそのほうがいいような気がしているのですが。

(立木委員) 中身は必ずしも全部市町村じゃなくて、地域の。

(栗田委員) これはただけどそもそも市町村向けにつくられているんですよね。

(武居部長) メインは市町村です。というのは市町村にまずがんばってもらわないと、住民の皆さんにがんばれという以前に市町村にしっかりと肩で背負ってもらわないといけないというのがまずありまして。

(田中座長) 対象を書かない手がありますね。「被災市長からのメッセージ」とか。

(武居部長) そういうほうがいいかもしれませんね。

(田中座長) 実はこの今井市長を除けば水害サミットでそういうような表現をとっていらっしやうと思うので。

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

(池田委員) 先回のこの場でもお話し申し上げた関係で、2ページのところで、「災害時要援護者の避難対策については」の第2段落目の、個別計画関連の表記で、見直しをいただいたところですが、確認の意味も含めて少しお話しさせていただきます。ここに挙がっている埼玉県と沖縄県のこの事例というのはいずれも個別計画がないものの事例ということですね。そうすると、3段落目の沖縄のところだけに、「あえて個別計画がなくても」というような表記を入れるというのは文章の流れからするとちょっと違和感があるかなということと、幅広に個別計画というものを位置付けていこうという、もしお気持ちがあるとするれば、ここに挙がっているものを、いわゆる個別計画と言われ

るものというふうに受け止めてもよいということであれば、あえてこういう表記を入れる必要があるかなと。個別計画というのはまた別ものとしてつくっていくということが大前提としてあるのであれば、その策定に向ける過程においてこのような取り組みも一定の効果があるというようなニュアンス、趣旨が出るような表記のほうが、読んでいるほうが誤解をしないのかなという感じがするのです。

この書き方から言うと、3段落目であえて個別計画がなくても避難支援を行うことができるというふうに読むと、つくらなくてもいいんだなというふうに誤解をするところも出てくるのかなという気がするので、ここの表現をもう少し、趣旨が伝わるような言い方に少し工夫をしていただけないかなというお願いです。

それと、最後の133ページの「今後の検討課題」というところで、これは要援護者にかかる問題に焦点を当てて、その課題ということで項目を挙げていただいているわけですが、基本的にはここの部分の根底にあるのはやはり地域の力、コミュニティの力がベースになっている部分があると思います。いまの現状を踏まえて対応するとういう整理にはなると思うんですけども、また、これは大きな課題になるのでここに書くということではないとは思いますが、そもそもコミュニティの力を維持させていくという部分について、行政、我々地方のほうでも取り組んではいるものの、やはり国の英知を挙げて、総合的に地域の力を上げていくというような部分のご検討のほうもぜひ進めていただきたいというお願いです。やはりその力があってこそ、要援護者対策ができるというふうに私どもも思っていますので、そういう部分についてもぜひ目を向けていただきたいという、ここはお願いですけれども、この2点をぜひご検討お願いしたいと思います。

(田中座長) いちばん最後については(3)の中で、避難支援における地域資源の役割とでもしておいて、前段で地域は大事だよ、ボランティアも大事だよということはあるかなと思ってうかがっていましたが。前段のところはとても作文が難しいなと思って最大の原因は、やはり個別計画という概念をどうするのかというのを、本質が整っていればなくてよいというのか、やっぱりそれが最終ターゲットなのかといういまのご指摘の部分はあまりきちんと議論してまいりませんでしたし、また事務局のほうにも、いま即答していただけるかどうかは……。

(武居部長) 少し表現の仕方は工夫してみたいと思います。内閣府との関係もごさいますし、個別計画は個別計画できっちりとつくっていただきますねという一方で、そ

ういう要請なり取り組みを我々お願いしている立場もあるので、そここのところの兼ね合いを、ここの数行だけでその定義を変えたりあるいは別の見方をしてしまうのも、ちょっと危険性があるかと思います。

(飯島課長) 個別計画が基本だということについては何ら変わりはないわけですね。前回もたしかにご指摘のとおり表現が強すぎたものですから、「できる場合があるもの」と考える」というふうにしたのですが、本部町の事例をとって、「あえてなくても」というところを少し工夫させていただければよろしいでしょうかね。

(池田委員) いわゆる個別計画のことについて、特段こここのところであえて書き込んで、何かの意図があるのであれば別ですけれども、どの部分まで個別計画の範疇にするのかどうかという議論なしにこういう取り組みがあって、こういうことが一定の効果があるんだよということを言いたいのであれば、別に個別計画というふうには書かなくてもいいのではないかなという気もするんですよ。

(飯島課長) これは前回も少し触れさせていただいたのですが、私たち、先ほどの要援護者の調査を地方団体にするとき、名簿があれば個別計画がなくても対応できるよという声かけっこう自治体の側からもあったわけなんです。そうは言ってもやはり個別計画をきちっとつくっていただくことが原則であることは間違いないわけなんです。ただ、現場ではそういうことも可能だという声かけっこうありましたものですから、そういう意図で少し触れさせていただいたというのが背景なんですけれども。

(池田委員) おそらくそういう声が出ているというのは、その個別計画というのをすごく狭義のものとして、いわゆるガイドライン上に示しているような、個々の支援者に対して、それぞれの要支援者に対して支援者を固定して特定するところまで求めるというものに、たぶんすごい狭い意味で考えていると思うのですよね。

(飯島課長) はい。

(池田委員) そういう声が挙がってきているというのは、狭義の解釈をしなくても一定の対応が出来るというふうに認めている市町村も中にはあるわけですよ。そうするとそれをよしとするのかどうなのかというのはすごく大事なところで、将来的に個別計画策定に向かっていくという過程の中でも、いまの段階で対応できる、そういうものというのは一定の評価をされるんだぞというふうに、もしお認めになるのであれば、それはもう個別計画を広義のものとして、一定の水準で策定されていると言わないと、ダブルスタンダードができてしまうのではないのでしょうか。個別計画策定してないからおま

えのところはだめだという評価になるというのがいちばん市町村としては困る状況です。そういう意味で、個別計画の定義というものを幅広に見るという方向があるのであれば、個別計画策定がないというような言い方をするよりは、こういうもので対応していくところから始めていくのだということがにじみ出ればいいんじゃないかなという気がするんですよね。何がなんでも個別計画策定だと言われると、おそらく市町村のほうから相当抵抗が出てくると思います。そこに至るまではかなり道筋は遠いということになると思いますから。そこをそういうふう考えている人が読むと、これはつくらなくてもいいんだなというふうになっちゃう。そういう危険性を少し排除したほうがいいんじゃないかなという趣旨でお話をさしあげているということです。

(田中座長) 少し具体的な話としては、事務局で案をおつくりいただいて、また池田委員に見ていただくということになるとと思いますが、「あえて」から「なくても」までは省いてしまうのが1つの方策かなと。そういう目で見てみると、「なお、」という「なお」の意味がわからなくなってくるので、場合によっては、「本事例集で紹介した地域については」というのを「なお」の前に持って行ってしまって、「例えば」で2つ並べてしまって、「個別計画がなくても」というのをとるという手もあるなと思いましたが、それで十分に個別計画をめぐる部分が解消されるかどうか。たしかに大きな方針ですので、そこは慎重にご議論いただいたほうがいいのかという気がします。

(飯島課長) 池田委員がまさにおっしゃっているような、狭義で、ガイドライン上でやりますと、なかなか実態的には十分、もう少し広義なものでもあり得るのだという、そういう地方の声に応じてこういうふうに入れていたので、まさに池田委員と気持ちは1つなんですけれども、先生が先ほどおっしゃった表現をベースに、ちょっと事務局で表現を考えさせていただいてご相談させていただくということによろしいでしょうか。

(田中座長) やはり市町村にご指導されている立場もあり、両方のお立場があると思いますので、そこはむしろそうしていただいたほうがいいのかと思います。たぶん他の委員は、本質が伴っていればいいんだとたぶんおっしゃると思うので、そこはご議論いただければと思います。

ほかいかがでございましょうか。

(立木委員) 全体の構成の目次のほうを見まして、市町村が主な対象だということなのですが、要援護者の中で、市町村が把握していない要援護者というのが1つ大きなグループとしてあるのですね。それは難病や特定疾患のために医療依存度の高い方々です。

この方々については、都道府県単位で把握されています。例えば、I型の糖尿病の方々というのはインシュリンが切れるとすぐに生命の危機に陥ったりします。これについては、ボランティア、NPO団体がそういうインシュリンの製造元と組んでネットワークをつくるというような動きを始めています。それから、人工透析の患者さんについてはもう非常にいいネットワークができています。それから、神経難病で在宅において人工呼吸器を装着して生活されておられる方々も、これは都道府県レベルで難病の対応をしていて、県の保健士が対応するということになっていますね。これを見たときに、そのような医療依存度の高いような方々に対しての取り組みで、すでにグッドプラクティスがあるものが、何か1つか2つ、コラムでもいいからあるといいのになという思いをちょっと持ったんですけれども、この期に及んでは難しいですか。

(田中座長) あったほうがよい、あるいは前のガイドラインのときに議論になりましたけれども、災害後に対象になる方々もいらっしゃるので、早期の、あるいは認定の継続をとというような議論もあって、それも書き込んでいただいたのですが、そこも合わさる話ですね。

これは、ご要望するということで。

(武居部長) いまの話は実はこれも関係すると思うんです。133ページの(1)です。先生がおっしゃるように、例えば県の保健医療福祉部局がダイレクトに関連していて市町村じゃないケースというのがあるんですね。

(立木委員) はい。

(武居部長) 市町村レベルの防災部局と福祉部局がいくら一生懸命密接にやっても情報が入ってこないというケースがあるんです。

話は違いますけれども、例えば今回の札幌のグループホームの火災なんかは典型なんですけれども、消防計画の問題と、福祉のグループホームという問題。これは福祉部局で、政令市であれば県からそういうところに権限が下りていますから、防災建築と福祉部局とは連携しやすいんですけれども、たぶん池田委員のところなんかそういうのに関連してくると思うんですけれども、我々は市町村における防災部局、福祉部局の連携って書き流しちゃっているのですが、この福祉部局のところはもうちょっと広い概念で連携ということを注意喚起しておかないといけないのかもしれないですね。

(立木委員) 保健福祉になるんですよね。そうすると、保健絡みのことになると、それは県が補完しているので、いまおっしゃったように、この(1)の書きぶりを

もう少し上手に直すということで対応できるのかなという気がしますが。

(武居部長) 実際県なんかどうですかね。防災とかをやっているのは市町村ですけれども、そういった、県も絡むような保健医療福祉の、いわゆる要援護者といえますか、そういう方々との接点とか情報の共有みたいなところは。

(池田委員) 44 ページのところにも兵庫県の事例が挙げられていると思うのですが、私どものほうも基本的には市町村の対象になっていないような要援護者というのは承知しておりますので、県の福祉部局のほうで対象者を整理して、その情報というのは個人情報になりますので、基本的には県の福祉事務所なり保健所なりが整理をして、災害時対応のときには市町村と一緒にあって対応するというような調整をしております。福祉と防災という県の中の情報共有という部分と、それから、こんどは県と市町村とのあいだの情報共有といえますか、連絡体制の部分も合わせて、地域の保健所が中心になってその役割を担っているという整理をしております。ただ、現実にはそれぞれ所管をしているところが違いますので、円滑な情報共有というものがいざ災害になったときに支援に結びつくかというのは、訓練を通じて相当緻密にやっけていかないとまくいかなと思っています。何らかのかたちの名簿を、市町村にゆだねて対応するのか、県の職員が直接行ってやるのかという、そういう問題もかかわってきますので、実際の訓練を通じて調整しながら、問題点があれば工夫をしていくというやり方で進めています。ほかの県がどこまでやられているかについては、把握しておりません。

(武居部長) (1) はちょっと工夫させてもらいましょう。

(葛葉委員) 冊子版はこれでいいとして、私が住民として自分のところに戻ったときに非常に興味をもって見させていただいたのは、地域と書いてあるところが、戻ってきたときに何ができるかなというような見方ができるんですね。そのときに、「地域」と探すのが、紙版ではなかなか難しいですけども Web 版なり PDF 版であれば、何かの仕組みで地域において、こんなことをやっているというのがインデックスでぽんと出てくるようなやり方をしておいていただけると、これ市町村向けということは理解していただけますけれども、そういう仕組みがあると地域の人の参考になるかなとちょっと思いました。

そういうので、地域とか市町村とか事業者とか書いてあるところをずっと見ていたんですけども、1 つ気になったのが、市町村とか書いてあるところは全部市町村の取り組みという意味だと思いましたが、62 ページとか 56 ページとかは、特に出てないのですが、市町村なり。これは何か意図があるのでしょうか。市町村の取り組み、もしくは地

域の取り組みと考えてもよければ。

(事務局) 56 ページ、62 ページは単に記載の仕方だけですので、ほかと並びをとって、例えば 56 ページであれば市町村の取り組みですし、62 ページであれば地域の取り組みですので、そのように記載させていただきます。

(葛葉委員) そうつけておいたほうが見るほうがねと思います。

それから非常に細かいことですが、これも気になったのですが、いちばん最初にご紹介のあった 2 ページの最後のパラグラフ、「このため、本事例集をご覧ください興味を持った」という最後のパラグラフですが、下から 3 行目、「現地へ訪問」というのは「現地を訪問」のほうが、普通であれば訪問は「を」のほうがいいと思います。非常に細かいことですが、すいませんが。

(田中座長) はい。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

(岩田委員) 事例集については各市区町村に配付するのはどれくらいのボリュームを配付していただけるのでしょうか。

(事務局) 現段階では、部数をそんなに発行するというのは、先ほどご指摘があったように Web を中心にと考えておりましたので、すべての市区町村に配付するというところにはきていないのですが、基本的には Web 上で公開して更新できるようにということを考えています。

(岩田委員) この中身は区市町村とともに、地域の方にかなり参考になるかなというところで、できれば行政だけではなくて、域内の災害の拠点ですか、そういったところに周知できればいいかなと思ってまして、なかなかそういった区民の方が Web を見て、これだけのボリュームのものを出すのはなかなか大変かなというのがあるので、そういったもので、ある程度 CD に焼き付けるなり何なりでいただければけっこう周知しやすいのかなと思ったのですけどね。

(田中座長) やはりこういう委員会でいつも思うのは、これも 1 つの災害情報と考えれば、市町村なり住民の方に届けるメディアがやっぱりないなと思うところもございます。そのへんはいま、貴重なご指摘でございますので工夫していただければと思います。

ほかはいかがでございましょうか。

(栗田委員) 76 ページの「エセボランティア」という言葉はちょっと下品じゃないかなと。にせボランティアとかエセボランティアとかよく言われますけれども、これはボランティアではなくて、悪徳事業者ですから、ボランティアという言葉はあまり使わな

いほうがいいと思います。昔から火事場泥棒ってあるわけですから、悪いやつは多少いるわけですね。「悪徳業者による被害への対応」と。

それから住民と接しているときにいちばん要援護者対策でネックとなるのは、個人情報保護法の壁がやぶれないというような問い合わせみたいな意見がいっぱい出てくるわけですね。そこに対する回答みたいな、こんな方法がありますということが、私逃していたかもしれませんが、事例としてあるかないか。そこをどうやって乗り越えて住民が自主的にやっているかというような。例えば松江市の法吉地区なんかはすばらしい取り組みをやっているらしいし、そんなような、入口のところでつまづかれています。方々がたくさんいらっしゃると思うので、そのへんに対するヒントがもし出れば、市町村の方々も個人情報保護法により、情報が安易に出せないのだということに対するやりとりで時間を費やしてしまうみたいなのところが大きくあると思いますから、そのへんの解決策みたいなことが1つがいると思います。

それから、これは将来的な課題ということになるのでしょうかけれども、私が見てきた被災現場での避難所というのはこんなじゃないというか、この程度の取り組みではどうして解決できないんじゃないかなという、そんなような実態が現場にはあるわけで、そういう意味では「今後の課題」というところに、やっぱり避難生活が長期化した場合の健康支援のあり方ということもそうですけれども、やっぱり避難所についての本格的な検討がなされるべきだと。それは福祉避難所ということも含めて。福祉避難所なんかほとんど制定されていませんから、まだ。ご努力していただいている方はたくさんいらっしゃると思いますけれども、そういうような実態を踏まえて避難所ということに対する事態を、もう少し掘り下げて考えていく検討会が何かをやっぱりやっぴりやっぴりいけな問題ではないかと思えます。これまではどうしたら命を守れるか、あるいはどうしたらうまく逃がされるか、声をかけあって逃げましょうというところまでは議論が進んできたと思うのですが、逃がしたあとの問題に対しては非常に不十分ではないかと思っているということ、それが現場からの感想だということです。

もう一方で、また別の課題ですけれども、これを見たときに、やっぱりこれは地方からできるんだとか、やっぱり都市と地方のかかわり方はまったく違うと思うんですね。そのへんの課題に対して、名古屋市の担当者と話をしても、やっぱり数が大きすぎたりするととてもできないというような実態にさらされるわけで、そんなようなことを考えた場合に、隣同士やっぱりふだんから仲のよいところと、アパートが乱立するよう

な、マンションが乱立するようなどころとはやっぱりちょっと対策が違うんだみたいなところも少し触れておいたほうがいいのではないかと思います。

(田中座長) 最後の部分をどうするかですね。地域差の問題をどこでどう表現するかということで。

2番目の問題は、たしかにこの委員会では避難所生活の支援にかなり踏み込んだけれども、やはりまだまだ残されているということなんだと思うんですね。特にこれが量がふえた場合は大変厳しい状況に置かれることは想像に難くない、栗田委員のご指摘のとおりだと思って、2の前書きの部分と書き分けをどうするかということで、そこはやはり明確にしておいたほうがいいという意味でいくと、健康支援だけじゃないよというところで、はっきりうたっておくということかもしれませんね。

(山崎参事官) いまの避難所での対応に関しましては内閣府におきましてすでに来年度以降取り上げるということで、「地方都市における地震災害への対応」という中で、中越地震あるいは中越沖地震で課題になったような避難所での生活のあり方についても対応を検討しましょうということで、すでに専門調査会を立ち上げるというようなことで対応をするという方針を出しております。

もう1つ合わせまして、この前の津波被害もそうですけれども、昨年、一昨年の大震災のときに避難のあり方についても、別途、田中先生、片田先生にもお入りいただいて検討会を進めてございますが、こちらでもやはり避難所のあり方については、全般的な考え方を強く整理してみたらどうかというご意見が出ておまして、関係省庁と、栗田委員のご指摘の件については、再度また検討しなおしてみようというような状況になっているということをご説明させていただきたいと思います。

(田中座長) ということはフォローアップの可能性がかなり明確になっているんだから、もう少し(5)番に、いまの内閣府の試みも含めて表現していただいたほうが、いいのかもしれないですね。実際に1人の方を福祉避難所として受け入れるとするとスペースがかなり必要になってきて、想定していた福祉避難場所では難しかったという訓練の結果を出してきたり、積み上げているところもございますし、あるいはここでは記載されていませんけれども、人工呼吸器系の方ですと酸素ボンベ、一種危険物なので避難所に入れることはかまわないということになっているようですけれども、やっぱり気が引けるとかですね。あるいは業者が、オストメイトだと200種類くらいあるんだそうですけれども、その200種類くらいのものを、例えば都道府県なり市町村が調達すること

は不可能なので、やはりそういう細かい支援をしていく上では、まだまだ残されている問題はあつたということは事実ですので、そこを含めて、(5)番と(2)番の書き分けとついでによろしいでしょうか。

関連して1つ気になったのは、今後の検討課題の(1)(2)の書きぶりとかタイトルなのですが、(1)(2)は内閣府的にはもう方針は示したということですよ。133ページの(1)(2)については、内閣府、消防庁、厚労省の三省で出していますから、これについては平成19年3月のガイドラインで結論は出している、あとはやるだけだ、やってくださいというスタンスなんだと思うんです。ただその一方で、やはり現場の市町村はそこでぶつかつているし、地域もぶつかつているのも事実だということと合わせると、さらに検討していく必要があるとなつていますので、「推進」という表現が両方とも要りそうな気はします。あと、どこまでそこを加筆するかはお任せするとして、せめてタイトルはそうしておかないとまきがきと合わないなという気はいたしました。

ほかにかがでございましょうか。

渋谷委員、何かございますでしょうか。

(渋谷委員) 今後の検討課題というところかもしれませんが、前にもちょっと申し上げたように、行政から頼まれたから住民が動くとかボランティアが動くというのは非常に難しく、住民自身とかボランティア自身が主体性をもって動くということが大事だと思います。でも一方で市町村行政の責任もきちんと書いてなければいけないと思うので、きれいに言えば行政と住民が共同して主体的に防災とか避難支援を考えていく、そんなようなことを入れていただくといいのではないかと思います。このあいだも申し上げましたけれども、失敗している事例を見ていると、要援護者も行政に頼んでいる、住民は行政から頼まれている、要援護者とボランティアのあいだ、住民のあいだがつながれていないということがけっこうあるからです。

これは突っ込んだ話かもしれませんが、先ほどの個人情報も、どこに1人暮らしの方がいらっしゃるかという情報が必要なのですが、実際に避難支援するための情報は非常に微に入り細に入りになってくるので、住民の方自身が持つていればいい、逆に行政はタッチしなくてよい。例えばどこに寝ているかとかそういうことまでわからないと避難支援できないものもあるので、そういうような棲み分けも、行政の責任と住民の主体性ということからすると、あるのかなと思っています。そこまで書く必要はないですけども、住民の主体性みたいなことについてちょっと触れていただく。それを伸ばしてい

かないとうまくいかないということをどこかで触れていただきたいと思います。

(田中座長) ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

(磯辺委員) 77ページの「仮設住宅などで生活要援護者の支援」なんですけど、四角の下の方の2行の意味が文章としてわかりにくくて、仮設のことを言いたいのか、復興住宅のことを言いたいのかというのがわからなくて。たぶん「避難」というのは仮設住宅レベルの話だと思うのです。復興住宅というのは終の住処なので、あまり復興住宅のことに入り込んで書かないほうがいいのかという気がしているのですが。

(事務局) ここは主として仮設住宅のことを書きたかった。

(磯辺委員) ですよ。でもそう読めないのです。

(事務局) そこは対応いたします。

(田中座長) 同時にそっちまでやってほしい気もするけど。タイトルもそうになっているし。

ほかにいかがでございましょうか。いくつか細かいご指摘も大きな指摘も合わせていただいているのですが。もしお気づきの点があれば。

私1つ教えていただきたい点があるのですが、基本的な考え方のところを読むと、いちばん下に「さらに、本検討会においては」と出てまいります。要援護者が避難所へ避難したあとの生活支援、障がい者の避難支援について、検討が重ねられた。」と書いてあるのですが、課題としてはその2つは挙がってきていないんですね。問題認識としての課題としては、2つ上の段落で、「災害時要援護者の避難対策については、これまで度重なる検討が行われてきたが、例えば、在宅ではなく高齢者福祉施設等に入居する方々の避難支援、福祉事業者をはじめとした民間事業者と連携した避難支援、風水害時と地震時との避難支援に係る対応の違い等」、になっているのですが、市町村職員との意見交換会に行って課題の指摘があった。で、「さらに」というからこれはたぶんアンドで結ばれていると思うのですが、そうするといきなり、この検討会はなぜこの問題を扱ったのかというのが、それは委員の意向だったわけですが、逆に委員の意向としてはそこにいちばん大きな検討課題が残っているからだという認識があったんだと思うのです。

そういう面ではこれは座長としてではなくて一個人、委員としての1つの発想をお伝えすると、やはり災害要援護者の避難対策についてこれまで行われてきたが例えば在宅ではなくという、一連の課題の中に、やはり避難所へ避難したあとの生活支援というの

はやはり明確に位置付けていただいたほうがよいだろうと。さらにこれは全くのお願いモードですけれども、やはり生活再建というのは大変大きな問題になっているので、そこまで踏み込んで書いていただくかどうかは別だけど、そこは少しご検討いただいているのではないかと思います。そうすると「さらに」という以下が消えてきて、「さらに」をとって、「本検討会においては」から「要援護者が避難所に避難したあとの生活支援、障がい者の避難支援についての検討が重ねられたというところは、次のページの「こうした状況を踏まえ」というところに移していただいて、その過程において、先進的な市町村による取り組み事例がたくさんその後見つかった、それを多くの方々と共有することは大事だと思ったから作成したのだ、というほうがよいのか。1つは避難所の生活支援がとても大事だということの位置付けの問題と、もう1つは事例集は前ついているのではないかと。それで今回またつくったのは、やっぱりさらにもっといろいろと新しい取り組みがあったからだ、という流れのほうがよいような気がいたしました。

以上でございます。異論も含めてあればお願いします。

(坂本委員) 言葉の表現の関係ですが、1ページの基本的な考え方の2段落目の終わりから2行目に「要援護者一人ひとり」とあります。また、中ほどから下には「一方で、国民一人一人の」の表現がございます。更に、「諸課題をひとつひとつ」という表現がございますが、この三つの重複する言葉のひらがな表記、漢字表記の関係はいかがなものでしょうか。

(事務局) 統一いたします。

(田中座長) 正確に答えるほどの国語の常識はございません。ご検討ください。

ほかはいかがでございませうか。よろしゅうございますでしょうか。

皆様方から事例集に対していくつかご意見をいただいております。追加で掲載すべき事例というのがあって、反映できるようであれば反映ということになると思いますが、それは今年度間に合わなくてもバージョンアップのときにも使えると思いますし、それを転がしていくことがとても大事だと思います。消防庁、内閣府、厚生労働省が旗を振り続けることがとても大事だと思いますので、その追加も含めて、あれば残していただければと思います。

やはりいちばん気になったところは、地域の事例とかあるいは市町村以外の団体の活動事例というのが、やはり今後バージョンしていくときの1つのポイントになりそうだなという気がいたしました。

あと、確定版に関しましてはきょうの皆様方のご意見をご理解いただいたようでございますので、反映をした修正をしていただければと思います。一応委員会はきょうが最後ということでございますので、2点を除いて事務局と私に一任させていただければと思います。1つは、先ほどの岐阜県のアソシアの文章については、栗田委員と事務局でご相談いただければということでございます。

それから「はじめに」の部分の、「個別計画がなくとも」というところを中心とする部分については、お忙しいところを恐縮でございますが、池田委員とご相談させていただきたいと思っております。もしそれでよろしいようでしたら、検討会はここまでとさせていただきますかと思っておりますし、ぜひこういう場を、毎年というわけではないですが、継続的にこれからも続けていただく努力をお願いして、この三機関の歩みを共にした推進をお願いして、検討会をここまでとさせていただきます、司会をお返ししたいと思います。

4. 閉会

(事務局) 田中座長どうもありがとうございました。最後に総務省消防庁国民保護防災部の武居部長よりご挨拶申し上げます。

(武居部長) 4回にわたりましてご熱心な議論の積み重ねをいただきまして、まことにありがとうございます。田中座長からもお話がございましたように、一応委員会としての区切りはされますけれども、まさにこれからが新たなスタートのような気もしております。国においても当然でございますけれども、私もこの委員会に出て皆様方のご議論を聞いておりまして、こういったお話なり議論というものが、県なり市町村で身近なところで関係者のあいだでいろいろ、たぶんされているとは思いますが、まさに自分たちの地域だけではなくて、全国津々浦々ほかの地域にも同じような悩みを抱えながらがんばっている同志がいるのだという気持ちを持ちながら、これから安全・安心の地域社会づくりに少しでも役立つようなものに、最後まとめあげられればと思っております。完成までには少し宿題をいただいておりますので、精力的にまた調整をさせていただきますかと思っておりますし、完成の暁には、また皆様方にもご尽力いただきまして、こういったことが少しでも全国の各地域に広まるように、またご支援賜れば幸いに存じます。本当に1年間ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

(武居部長) ありがとうございます。

(田中座長) 言い忘れましたが、92ページのタイトルで、当事者の参加を促すためにはという、前の笹川さんとかのご指摘で、当事者を委員会とかに入れるべきだと。訓練に当事者を参加させる必要があるというような表現に変えていただけますでしょうか。

(磯辺委員) 当事者参加。文言がないから。

(田中座長) せめてここで。

[了]